

投資事業評価調書（継続）

部課室名	県土整備部土木局 港湾課	記入責任者職氏名 (担当者氏名)	高崎 伸彦 (平井 住夫)	内線	4 4 4 0 (4 4 5 2)
------	-----------------	---------------------	------------------	----	------------------------

事業種目	事業名	事業区間	総事業費		約36億円 (-)								
			(内用地補償費)										
海岸事業	高潮対策事業	坂越港海岸											
所在地		事業採択年度	現地着工年度	完成予定年度	進捗率								
赤穂市 坂越		H 5	H 5	H17	77%								
事業目的			事業内容										
<p>当地区は、海岸線背後の狭小な平野部に民家等が密集した地域である。昭和40年の台風被害を契機に高潮対策事業で現護岸を整備した。しかし近年、施設は老朽化が進み、越波による被害も発生しているため、護岸改良による防災機能の向上とともに、植栽等により飛沫防止を図る。</p> <p>また、現護岸の天端高さが、住民の日常生活に圧迫感を与え、瀬戸内海国立公園の風光明媚な景色を遮っている。そこで、護岸高さを低減し、階段護岸および養浜の整備により、景観に配慮した親水性豊かな海岸の復元を行う。</p>			<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">階段護岸</td> <td style="width: 50%;">860 m</td> </tr> <tr> <td>養浜</td> <td>9,900 m²</td> </tr> <tr> <td>突堤</td> <td>1 基</td> </tr> <tr> <td>植栽（飛沫防止）</td> <td>9,000 m²</td> </tr> </table>			階段護岸	860 m	養浜	9,900 m ²	突堤	1 基	植栽（飛沫防止）	9,000 m ²
階段護岸	860 m												
養浜	9,900 m ²												
突堤	1 基												
植栽（飛沫防止）	9,000 m ²												
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段護岸における、緩傾斜階段部全区間、および突堤は、平成12年度末までに完成済。養浜における先端の潜堤部分も平成14年度末までに完成する。 ・ 続いて、養浜、階段護岸上部コンクリート部分の整備、および植栽を行う。 ・ 上記の残工事は、工事の大半が陸上部となり、予定通り事業の進捗を図ることが出来るため、平成17年度には完成の予定である。 												
評価視点	評価結果の説明												
(1)必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設護岸の前面への緩傾斜階段護岸の整備により越波被害は減少しているが、依然塩害の被害があり、植栽による飛沫防止を行う必要がある。 												
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ・ 背後は、古い港町の景観を生かすまちづくりを行っており、海岸線も「ふるさと海岸事業」として、背後のまちづくりと一体となった整備を行うとともに、360年以上の伝統を持つ「坂越の船祭り」にふさわしい環境づくりに寄与する。 												
地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺には親水空間がなく、階段護岸、養浜および植栽等の「海とふれあえる場」の整備により、地域住民のやすらぎ空間の創出が望まれている。 												
快適性・ゆとり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用便益費 B / C = 1.6 . 6 												
(2)有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残事業である階段護岸上部コンクリート部分等を整備し、全施設の完成が伴うことにより、高潮対策が有効に発揮される。 ・ 陸開廃止により、開閉の作業が不要となり、管理面で有効である。 												
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施にあたり、計画段階から地元住民の積極的な参加が行われており、事業完成、および供用に向けて今後とも円滑な執行環境が整っている。 												
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養浜の実施により、自然海浜の回復が図られる。 ・ 養浜先端部は、構造物が海面下に位置する潜堤とし、景観に配慮している。 ・ 既設コンクリート護岸の撤去と植栽により、海との連続性が図られ、自然に溶け込むようにしている。 ・ 当地区の海岸は、国立公園区域を含むため、自然公園法に基づく手続きを行っており、環境省とも調整が図られている。 												
(3)環境適合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期に事業完成を図ることによって、早期の防災機能が発揮出来るとともに、地域のまちづくりに寄与する。 ・ また、未完成部分からの海水の侵食による施設の崩壊を防ぐため、早期に工事完成を図る必要がある。 ・ 現在、未供用地への立入禁止処置等の維持管理費低減のためにも、早期の全面供用開始が望まれる。 												
(4)優先性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期に事業完成を図ることによって、早期の防災機能が発揮出来るとともに、地域のまちづくりに寄与する。 ・ また、未完成部分からの海水の侵食による施設の崩壊を防ぐため、早期に工事完成を図る必要がある。 ・ 現在、未供用地への立入禁止処置等の維持管理費低減のためにも、早期の全面供用開始が望まれる。 												
再評価結果	継続妥当	左の理由	上記の理由により継続が妥当である。										